

第 157 回いわき市都市計画審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 18 日（火）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで

2 場 所 いわき市文化センター 3 階 大会議室

3 議 事

○附議案件

- ・議案第 1 号 いわき都市計画道路の変更について
- ・議案第 2 号 いわき都市計画汚物処理場の変更について

○報告事項

- ・いわき市立地適正化計画の一部改定等について

4 出席委員（16 名）

1 番：田口重憲委員	2 番：河合伸委員	3 番：安藤眞史委員
4 番：蛭田元起委員	5 番：小野栄重委員	6 番：飯塚静栄委員
7 番：松崎正利委員	8 番：長谷川貴士委員	9 番：菅野宗長委員
10 番：鈴木演委員	11 番：西山一美委員	12 番：塩田美枝子委員
13 番：佐藤和良委員	15 番：新田邦彦委員	16 番：唐橋薫委員
18 番：門馬円香委員		

5 欠席委員（2 名）

14 番：藤澤元委員 17 番：荒川正勝委員

6 事務局出席職員

・いわき市都市建設部

部長	紺野 克彦
次長	小林 重則
都市計画課	
課長	猪狩 忠司
主幹兼課長補佐	田中 賢太郎
主任技査兼計画係長	長 剛
技査	片寄 滋章
技師	猪狩 智也

・いわき市生活環境部

資源循環推進課	
資源化推進係長	本田 洋平
技査	下遠 利幸

司 会	○開 会 本日は、委員の皆様には御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。 只今より、「第 157 回いわき市都市計画審議会」を開催いたします。
司 会	○会長あいさつ まず始めに、当審議会の会長であります、田口会長より御挨拶をいただきます。会長よりお願いいたします。
会 長	第 157 回いわき市都市計画審議会の開催にあたり、一言あいさつ申し上げます。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。さて、今回の審議案件につきましては、附議案件 2 件、報告事項 1 件になっております。附議案件 2 件につきましては、「都市計画道路」及び「汚物処理場」の変更になります。いずれも都市計画法上における都市施設として、都市計画決定されており、都市の骨格を形成する上で重要な施設になります。また報告事項につきましては、人口減少や超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを構築するために策定されている「いわき市立地適正化計画」に関する内容になります。近年、全国的に水害をはじめとする大規模な自然災害が頻発しており、立地適正化計画に基づく居住や都市機能の誘導を行うにあたり、都市の防災機能の確保に関する指針となる防災指針の策定や計画当初から 5 年が経過したことによる評価指標の中間評価を行うものです。 本日も、委員の皆様には、円滑な議事進行について、御協力のほど、よろしくお願いいたします。
司 会	ありがとうございました。
司 会	○傍聴者への注意 次に、傍聴者の皆様へ御連絡いたします。 審議会開催中は、静粛に傍聴願います。 また、いわき市都市計画審議会傍聴要領を遵守いただけない場合には、退場いただくことがございますので、あらかじめ御了承ください。 なお、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモード等への切り替えをお願いいたします。
司 会	○資料確認 続きまして、本日の審議会の資料を確認させていただきます。 お手元の資料をご覧ください。 まず、審議会次第、次にいわき市都市計画審議会委員名簿、次に議案書、次にパワーポイント説明資料、次に「いわき市立地適正化計画」（素案）、次に、「いわき市立地適正化計画」（素案）新旧対照表、最後にいわき市都市計画審議会条例、以上でございます。 皆様、お揃いでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、これ以降の進行につきましては、田口会長にお願いしたいと思います。会長よりお願いいたします。

会 長	○定足数の確認 はい。では、まず、出席委員の人数の確認をいたします。 当審議会の委員は 18 名であります。今日は、現時点で 15 名の委員に御出席いただいております。 欠席委員は、14 番藤澤元委員、15 番新田邦彦委員。新田委員については、遅れて出席とお聞きしております。17 番荒川正勝委員でございます。新田委員がただいま出席されたので、合計 16 名の委員ということで、過半数に達しておりますので、審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会が成立していることを確認いたします。
会 長	○議事録署名者の指名 次に、議事録署名人でございますが、名簿番号順にお願いしておりますが、今日は 4 番蛭田元起委員、5 番小野栄重委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	ありがとうございます。それでは、今回の議事録署名人は、蛭田委員と小野委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
会 長	○前回の結果報告 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。 まず、令和 6 年 11 月 26 日に開催されました「第 156 回いわき市都市計画審議会」での審議案件の結果につきまして、事務局からご報告いたします。
事 務 局	はい、議長。事務局よりご説明申し上げます。都市計画課長の猪狩でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。右上に説明資料と記載のある資料をご用意願います。説明資料については、スクリーンにも映しておりますので、確認しやすい方をご覧ください。それでは、1 ページ目をお開きください。 前回、第 156 回審議会では、附議 3 件、諮問 1 件を諮らせていただき、すべてご承認をいただいております。そのうち、附議案件については、決定・変更の手続きが終了し、令和 6 年 12 月 17 日付けで告示済でございます。公聴会規則については、先週、法規審査会の承認を得たところであり、年度内の公布に向け、事務手続きを進めているところです。以上でございます。
会 長	○議事（附議事項） ありがとうございました。それでは次第 4 の議事に入ります。 初めに、附議案件であります議案第 1 号について説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。資料の 2 ページをお開き願います。 今回の審議案件は附議案件が 2 件、報告事項が 1 件でございます。次のページをお願いします。 まず初めに、議案第 1 号いわき市都市計画道路の変更について、説明させていただきます。なお、議案書では 1 ページから 7 ページに記載がございます。時間の都合上、議案の読み上げは割愛させていただきますので、説明資料と併せてご確認をお願いいたします。

次をお願いします。まずは、変更の概要でございます。こちらはお手元の資料にはございませんので、スクリーンのほうをご覧ください。

議案第1号でご審議いただくのは、四倉地区の上仁井田戸田線です。この赤と黄色に着色している部分です。国道6号から四ツ倉駅西側へのアクセス道路として、震災後に、赤色の部分の現道拡幅と、踏切の改良工事が実施された道路です。今回は、赤色の区間を、震災後の整備に合わせた幅員に変更し、黄色の区間、現道がなく既に宅地開発が進んでいる区間の廃止をしていくものでございます。

次のページをお願いします。こちらがお手元の資料4ページでございます。まず、都市計画道路についてです。都市計画法に基づき、都市施設として位置付けられている道路であり、交通機能・空間機能・市街地形成機能の観点から決定されております。整備が完了していない場合、建築行為に制限がかかることとなります。

次のページをお願いします。上仁井田戸田線の計画決定の変遷です。昭和33年に、常磐線で分断されている東西地域の連絡道路として計画決定され、第一次となる「いわき都市計画道路網再編計画」に基づき、平成23年に延長を短くする変更を行っております。令和6年3月に策定された「第二次いわき都市計画道路網再編計画」においても、見直しの対象路線として位置づけられており、これに基づき、今回の変更を行うものでございます。

次のページをお願いします。ここで、都市計画道路網再編計画についてご説明いたします。都市計画道路は、従来、計画決定後は原則変更ができないものでしたが、平成14年に、必要に応じて変更を行うべきものと運用指針の改正がなされ、県においても、長期未着手路線の見直しガイドラインを策定してございます。これらを踏まえて、本市においても、都市計画道路の重要性や必要性を再検証して、社会情勢の変化なども捉えながら、都市計画道路網の再編計画を策定してきたところです。

次のページをお願いします。こちらは、平成20年に策定された第一次再編計画の概要です。説明は割愛させていただきます。

次のページをお願いします。こちらは、都市計画道路の変遷と現状でございます。高度経済成長期に路線数が増加し、第一次再編計画による見直しにより減少に転じていたものの、東日本大震災の復興事業に伴い、4路線13kmが増加し、現在の整備率は約76%となっています。

次のページをお願いします。現行計画である第二次再編計画の概要でございます。第二次計画では、全124路線338.2kmのうち、12路線9.7kmについて、変更及び廃止を行うものとなっております。上仁井田戸田線は、長期未着手区間を含むことから、一部区間の廃止・変更が計画に位置付けられております。

次のページをお願いします。長期未着手道路を見直す効果ですが、整備が必要な道路が絞り込まれ、将来的な交通需要を踏まえた望ましい道路ネットワークが確立されるとともに、道路整備に係る投資の集中が図られるものと考えてございます。また、建築制限が解除されることとなりますので、用途地域等に即した土地利用が促進されるものと考えてございます。

次のページをお願いします。ここから、具体的な変更等の内容でございます。国道6号をはさんだ東側が廃止区間、西側が変更区間です。変更及び廃止をする理由としては、赤色の変更する部分については、震災後の地区の方々の要望等により整備が進められ、既に整備が完了している区間であることから、整備済の幅員に合わせていくものでございます。黄色の廃止部分については、現道がない区間でございますが、将来推計交通量も少

	なく、現況の道路ネットワークのままでも交通処理に支障がないことや、周辺に代替路線があること、また、すでに宅地開発が進んでいる地区であり、整備する際の家屋移転等の影響が大きくなることから廃止するものでございます。 次のページをお願いします。交通量推計の詳細でございます。廃止区間は、交通容量1日当たり8,000台に対して、2,340台と少なく、需給バランスが0.29と、小さい値となっています。需給バランスとは、道路交通量と交通容量のバランスを示し、値が1未満に近いほど望ましい値とされており、1を超えると渋滞が発生するというものでございます。今回廃止する区間については、整備に見合う交通量が見込めないことから、現状の道路で十分な交通処理が可能と判断できるものでございます。 次のページをお願いします。こちらは再掲になります。 次のページをお願いします。都市計画の変更の内容でございます。幅員を12mから10mに、延長を1,090mから490mに変更いたします。名称については、変更後の起終点の字名に併せ、北姥田矢ノ田線に変更いたします。 次のページをお願いします。こちらは、位置図の拡大図となります。次のページ以降に写真を掲載していますが、その写真の撮影方向を①～④の数字で表しています。 次のページをお願いします。こちらが国道6号から廃止区間を見た写真となります。黄色の着色部分が廃止区間となります。 次のページをお願いします。こちらが廃止区間の拡大図になります。未整備区間の宅地開発が進んでいることが確認できます。 次のページをお願いします。こちらは、国道6号から久之浜方面を見た写真となります。変更後の起点となる部分でございます。 次のページをお願いします。こちらは、変更区間の終点箇所となり梅ヶ丘団地方面を見る写真となります。現況については以上でございます。 次のページをお願いします。最後に手続きの経過でございます。都市計画法第53条の届出者や周辺住民を対象とした住民説明会を11月15日に開催し、関係3区長を始め11名の方にご参加いただき、廃止と変更について、ご承諾いただいたところでございます。その後、都市計画の素案を縦覧し、12月26日に文化センターにて、公聴会を開催いたしました。縦覧者は1名、公述人はありませんでした。次に、2月13日から27日までの期間、法定縦覧を行いました。縦覧者が1名、意見書の提出はありませんでした。本日ご審議でご承認いただいた場合、県との本協議を経て、4月上旬ごろには決定告示できるものと見込んでおります。 第1号議案については、以上となります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	はい、ありがとうございました。 それでは審議に入ります。 只今事務局より、当議案の内容について説明がありましたが、ご意見やご質問などがありましたらお願いします。
松崎委員 (7番)	はい。
会 長	はい。松崎委員よろしく申し上げます。
松崎委員 (7番)	7番松崎です。先ほど住民説明会で建築制限があった家屋住民及び付近の住民の説明会をやりましたとの話でしたが、建築制限された家屋の住民

	には個別に通知して、説明されたということでしょうか。
会 長	はい、事務局お願いします。
事 務 局	はい、お答えします。都市計画法 53 条について、都市計画法上の手続きとして建築制限をかけていることから、申請していただくものですが、申請を提出された方には通知文を送付しております。また説明会の通知と廃止にかかる概要の通知を送付しておりまして、その中から説明会に 11 名の方が出席いただいたということになります。
松崎委員 (7 番)	はい、ありがとうございます。
会 長	その他いかがでしょうか。
佐藤委員 (13 番)	はい、会長。
会 長	はい、佐藤委員お願いします。
佐藤委員 (13 番)	先ほどの質問に関連しまして、11 の世帯の方からはどんなご意見、ご質問があったのでしょうか。
会 長	はい、お答えします。住民説明会では、都市計画の変更に関する確認、また将来交通量の推計に関する質問がございました。先ほどの説明と同じにはなりますが、廃止に関する交通量の 2340 台が少ないというお話をして、ご理解をいただいているところでございます。また廃止区間については、ないよりはあったほうが良いというお話もございましたが、整備効果がなかなか見合わないことや、既に住宅が建っている箇所であり、用地交渉等で色々数年ご迷惑をおかけすることになるとご説明させていただいたところでございます。
佐藤委員 (13 番)	はい。
会 長	はい、よろしいでしょうか。 その他いかがでしょうか。 それでは、御意見も出尽くしたようですので、この辺で意見の取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	それでは、議案第 1 号「いわき都市計画道路の変更について」お諮りします。当議案について、御異議ございませんでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	ありがとうございます。賛成多数と認めます。 審議の結果、議案第 1 号については、「異議なし」とされました。
会 長	続きまして、事務局、附議案件である議案第 2 号について説明をお願いします。

事 務 局	はい、議長！ 議案第2号 いわき都市計画汚物処理場の変更について、ご説明申し上げます。説明資料の22ページからでございます。議案書は8ページから11ページでございます。併せてご確認をお願いします。 次のページをお願いします。まずは、概要でございます。こちらもお手元の資料には掲載してございませんので、スクリーンをご覧ください。議案第2号でご審議いただくのは、中部衛生センターの廃止についてです。いわき市一般廃棄物生活排水処理基本計画に基づき、都市計画の位置づけの廃止を行うものでございます。 次をお願いします。こちらが、お手元の資料の23ページでございます。汚物処理場とは、し尿や浄化槽汚泥の処理施設のことであり、本市では衛生センターとしているものでございます。 次のページをお願いします。行政計画としての位置づけでございますが、本市では、「いわき市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を令和2年度に策定し、長期的に安全で適切な生活排水処理がなされるよう、基本方針を定めています。 次のページをお願いします。こちらが生活排水処理施設の再編の概要です。平成27年度までは、浄化センター4施設と衛生センター3施設で処理を行ってきましたが、施設の集約を進め、令和7年1月末をもって、北部・中部・南部の3つの浄化センターで、すべての生活排水を処理する体制へ移行いたしました。今回廃止する「中部衛生センター」の機能については、「中部浄化センター」へ集約しております。 次のページをお願いします。こちらは各処理施設の位置図でございます。ご確認ください。 次のページをお願いします。ここで都市施設としての位置づけを確認いたします。都市施設とは、商工業等の活動を支えるために必要な、都市の骨格を形成する、道路、公園等の施設であります。本市では、汚物処理場として、中部衛生センターと北部浄化センターの2施設が都市計画決定されています。 次のページをお願いします。汚物処理場の位置図です。今回、廃止のご審議をいただいているのは、赤い丸で示した中部衛生センターでございます。北部浄化センターについては、集約後も使用する施設になります。 次のページをお願いします。中部衛生センターの施設概要でございます。昭和62年2月26日に都市計画決定したもので、主に常磐と内郷地区のし尿等を受け入れてきました。本年1月に稼働を停止しています。 次のページをお願いします。廃止に向けた手続きの経過でございます。今回の廃止に係る地元説明としては、施設の維持管理や運営状況を地元区長等にお知らせしてきた組織である、「中部衛生センター環境対策委員会」において周知を図っております。特に反対意見等はなかったものと伺っております。その後、素案を縦覧し、公聴会の開催を経て法定縦覧を行い、縦覧者が1名、意見書の提出はありませんでした。本日ご審議いただいた後は、県との本協議を行い、4月上旬ごろには決定告示の見込みとなっております。 議案第2号については、以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。只今、事務局より、当議案について説明がありました。御意見や御質問などがありましたらお願いいたします。

	いかがでしょうか。
会 長	それでは特段ご質問、ご意見もないようですのでこのあたりで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	それでは、議案第２号「いわき都市計画汚物処理場の変更について」お諮りします。当議案について、御異議ございませんでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	ありがとうございます。賛成多数と認めます。 審議の結果、議案第２号については、「異議なし」とされました。 続きまして、報告事項に入ります。 それでは、事務局、説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長！ いわき市立地適正化計画の一部改定等について、「防災指針の策定」と「評価指標の中間評価結果」をご説明申し上げます。 説明資料の３３ページをお願いします。 はじめに、立地適正化計画の概要でございます。立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、居住に必要な都市機能の配置の適正化により一定の人口密度を維持しながら公共交通を確保し、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めるものでございます。居住の誘導を図る居住誘導区域と、都市機能の誘導を図る都市機能誘導区域を設定し、施策の位置づけを行います。 次のページをお願いします。本市の立地適正化計画において、解決すべき課題として若い世代の流出抑制、過度に車に頼らない日常生活の確保、第二次、第三次産業の活性化を設定し、人口構造の改善を図りつつ、都市の魅力向上に努め、多くの世代が豊かな暮らしを手に入れることができる都市の実現を目指すこととしています。 次のページをお願いします。ここから防災指針の策定について、ご説明申し上げます。 次のページをお願いします。はじめに防災指針の概要です。近年、水害をはじめとする自然災害が頻繁、激甚化しており、立地適正化計画に基づく居住等の誘導を行うにあたり、どのように安全を確保していくかを明確にする必要性が高まりました。この状況を受けて、国が令和２年９月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画への防災指針の記載を義務付けしたものでございます。この防災指針は、都市の防災機能の確保に関する指針を示すもので、誘導区域において、防災に係る方針や取組みを位置づけるものです。 次のページをお願いします。これまでの経過でございます。まず、検討体制としては、学識経験者や有識者により構成される「いわき市立地適正化計画評価等専門委員会」で協議を実施したうえで、都市計画審議会での諮問を経て、計画を改定することとしております。防災指針の義務化をうけ、令和３年度から具体的な検討に着手しました。当時、流域治水についての議論が活発になされていたことから、令和３年１２月の評価等専門委員会においては、流域治水の取り組み内容を防災指針に反映するべきとのご

意見が挙げられたところです。これを踏まえ、夏井川、鮫川、藤原川水系の各プロジェクトの策定状況や本市の流域治水アクションプランの策定等の取り組みとの連携を図り、今般、防災指針の素案を作成したところです。

次のページをお願いします。こちらは防災指針の構成となります。対象とする災害、誘導区域における災害リスクの分析・評価、防災まちづくりに向けた取り組み、評価指標の4項目で構成されます。

次のページをお願いします。この防災指針では、対象とする災害について、ハザードマップが公表され、災害ハザードエリア等が特定できる洪水、内水、津波及び土砂災害の4種類としました。地震については、発生場所を特定できないため、災害リスクの対象外としています。

次のページをお願いします。災害リスクとして、地勢等自然条件の分析を行っております。標高は、いわきニュータウン地区を除き、誘導区域の大部分が低地で、洪水による浸水リスクが高い地形となっております。また、四倉、小名浜、勿来地区の沿岸部は、津波による浸水リスクも非常に高い地形となっているのがわかります。

次のページをお願いします。次に、各地区のハザード情報と都市情報に基づき、具体的なリスクの分析を行っております。こちらは各地区の分析結果をまとめたものです。本市の地形等の特性上、誘導区域を有する大半の地区において、多くの災害リスクを抱えている状況となっております。

次のページをお願いします。災害リスク分析に基づき、本市の現状を整理すると、誘導区域の大半がハザードエリアになっている状況です。本市のまちづくり計画は既存の市街地を基本として作成されており、想定最大規模の被害予測を基に作成されたハザードマップによる災害リスクを、すべて計画に反映し、それを完全に防ぐ土地利用計画等を位置づけることは、困難な状況にあります。また誘導区域の現状として、すでに一定程度の居住や都市機能が集積し、一定の浸水対策が進められていること、市民等を対象にしたアンケート調査の結果からも、災害リスクの大きさに関わらず、既存市街地への居住需要が高いことが確認されています。

次のページをお願いします。ここで流域治水についてご説明いたします。流域治水は、河川管理者だけでなく、流域に居住する住民や企業等を含む、あらゆる関係者が協同し、流域全体で水害を軽減させようとする考え方で、行政によるハード整備だけでなく、住民の方や企業が、自ら行う減災対策や避難対策なども有効かつ重要であるものと位置付けています。本市では、令和3年度に3水系の流域治水プロジェクトが策定され、令和6年6月には、流域治水プロジェクトの施策を、市民の方々や企業等にわかりやすくお知らせするため、市内で実施される治水対策を一覧に取りまとめ、取り組みの目標値を示した「流域治水アクションプラン」を策定しています。

次のページをお願いします。こちらは、令和3年度に実施したアンケートの結果です。ハザードエリア内に居住している方を始め、不動産関係団体、医療・福祉・宿泊施設などを対象に実施しました。住民の皆様には「災害リスクの認知度」や「居住の継続や移転に係る意向」、「必要な対策は何か」などを伺いました。調査結果としては、「このまま住み続けたい」との回答が大多数を占め、「河川改修などのハード整備による対策」を望む声が多く確認されました。不動産関係団体には「まちなか居住区域の見直し」が住宅建築の動向に与える影響や「災害リスクを踏まえた住宅建築の立地動向」について伺いました。主な意見としては「浸水リスクが高くても既存市街地への居留意向は高い」ことや、「災害リスクによりまちなか居住区域の見直しが行われれば、住宅建築への影響はある」などがありました。

医療・福祉・宿泊施設の企業等には「立地の継続や移転に係る意向」、「避難者の受入支援の可否」などを伺いました。主な意見としては「防災対策を充実して立地を継続したい」や、「ハード整備により防災・減災対策を進めるべき」などが多くまた「物資や避難所運営に係る支援があれば避難者の受入は可能」であるとの意見も見られました。

次のページをお願いします。こちらは、これまでの評価等専門委員会での主な意見でございます。「計画内容を市民にわかりやすいよう工夫したほうが良い」や「避難のあり方について、住民に周知していくことが重要」、「流域治水プロジェクトと連携して防災指針を検討したほうが良い」などの意見がございました。また「市民の防災に関する意識などを評価指標とすることを検討してみてはどうか」などの意見もございました。これらを踏まえ、今回お示しする素案では、既存の計画である地域防災計画や流域治水プロジェクト等と連携するものとし、特に避難対策等については、より分かりやすいように、独立した項目で記載しております。なお、市民の意識に関する評価指標の設定については、今年度実施した、いわき市「しあわせ調査」等の内容を調査しながら、引き続き検討していくことといたしました。

次のページをお願いします。これまでのアンケート調査や評価等専門委員会の意見を踏まえ、防災指針の策定の方針として、既存の防災に係る各種計画と連携して防災機能を確保しながら、居住や都市機能の誘導を図っていくこととし、災害リスクに併せた誘導区域の見直しは行わないことといたしました。

次のページをお願いします。河川の改修、改良の事例でございます。伐木や河道掘削、護岸の整備などにより、流下断面の確保を図るものです。

次のページをお願いします。雨水貯留施設の事例です。公園や道路等の地下を利用し、雨水貯留施設を整備するものです。

次のページをお願いします。こちらはソフト対策です。主なものとして、「雨水流出抑制施設等の設置に対する支援」や「適正な森林整備の実施」などがあります。

次のページをお願いします。雨水流出抑制施設等の設置支援は、家庭や事業所等に、浸透マスや雨水貯留タンク、止水板等を設置する際に、費用の一部を補助する取組みです。

次のページをお願いします。適正な森林整備としては、森林経営管理制度に基づく森林整備があります。これは、市が、森林所有者の委託を受けて森林の経営管理を行い、経営の効率化と管理の適正化を図る取組みです。これにより、水源涵養機能や土砂流出防止機能の維持・向上が図られます。

次のページをお願いします。次に、避難対策です。主な取組みとしては、防災意識の高揚や防災士の育成、情報伝達手段の強化、多様な避難場所の確保などがあります。

次のページをお願いします。こちらは取組の事例です。出前講座や学校行事等に併せた防災教育等を実施しています。また自主防災組織の活性化や防災士の育成を図る取組みとして、防災士養成講座や登録防災士のスキルアップ研修を実施しています。

次のページをお願いします。情報伝達手段の強化としては、幅広い世代が適切に情報を入手できるよう、ハザードマップの配布や、防災ラジオの無償貸与、SNSを活用した防災情報の発信等を行っています。

次のページをお願いします。多様な避難場所の確保の事例としては、自動車を利用した避難を可能とするため、工業団地の企業駐車場を、一時避難場所とする協定を結ぶなどの取組を進めております。また、複数の都市

と災害協定を結び、物資の提供や職員派遣に係る協力体制を構築しています。ご紹介した各種取組みを積極的に推進していくことにより、防災機能の確保を図り、誘導区域の安全性を高めていくものでございます。

次のページをお願いします。最後に、今後のスケジュールについて説明します。本日も審議いただいた後、4月上旬にパブリックコメントを実施し、市民の方々の意見を反映したうえで、改めて、庁内推進会議と評価等専門委員会に諮る予定でございます。それらを経て取りまとめたものを、再度この審議会でご審議いただき、予定としては、令和7年6月ごろの改定計画公表を考えてございます。

以上が防災指針についての報告事項です。

次のページをお願いします。続いては、評価指標の中間評価結果についてです。本報告では、評価指標の概要及び各評価指標の分析・評価の結果についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。立地適正化計画においては、目指す効果を定量的な目標値として設定しています。評価指標については、概ね5年ごとに分析や評価を行うよう努めることとされており、策定から概ね5年が経過することから、評価指標のモニタリングを行ったものでございます。

次のページをお願いします。評価指標の概要についてです。誘導方針①は、若い世代の人口が増加する施策を展開することとし、若い世代の人口割合の改善を評価指標としています。誘導方針②は、過度に自家用車等に頼らなくても日常生活を可能とすることとし、まちなか居住区域内の人口密度の維持と公共交通利用者数の維持の2つを評価指標としています。誘導方針③は、市内産業を支える労働力の確保等を図る施策を展開することとし、子育て世代女性の就業率の向上と宿泊者数を向上の2つを評価指標としています。

次のページをお願いします。ここからは各評価指標の分析・評価結果をご説明申し上げます。まず一つ目の評価指標である若い世代の人口割合を改善については、2040年の予測値17%約4万人に対し、目標値を20%である約4万7千人としております。期待される効果としては、若い世代の定住者数が増加することで、将来のいわき市を担う新たな人材が確保されることを見込んでおります。関連する誘導施策としては、移住者に対し住宅取得費用を支援する「まちなか定住促進事業」、中心市街地の更なる賑わいを創出する「並木通りの市街地再開発事業」、日常サービス機能の誘導等により市街地の再生を図る「市街地再生整備推進事業」、先進技術を活用しながら、官民共創のもとでまちづくりを進める「スマートタウンモデル地区推進事業」があります。

次のページをお願いします。こちらは、15歳から39歳の人口割合のモニタリング結果です。基準値、目標値、モニタリング値の3項目を5年ごとに示しています。2025年の欄をご覧くださいまして、人口割合は基準値の20%より高く、目標値の22%よりも低い、21.4%となっています。この結果の要因としては、少子化や市外に進学・就職する割合が高いことなどが考えられます。次のページをお願いします。

次に、二つ目の誘導方針です。まちなか居住区域内の人口密度の維持については、2010年の実績値、1ha当たり約46人を2040年においても維持することを目標としています。公共交通利用者数の維持については、2017年度の実績値を2040年度においても維持することを目標としています。期待される効果としては、人口密度が維持されることで、必要な生活サービス施設の維持が期待できること、また過度な自家用車分担率が低減され、車に係る経費を他の消費活動へ転換可能とすることで、経済が活性化され

ると見込んでいます。関連する主な誘導施策としては、先ほどご紹介した各事業のほか、望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「市地域公共交通計画」の策定、鉄道交通への理解と利用促進を図るためのイベント開催や啓発活動等の実施等がございます。

次のページをお願いします。こちらが人口密度の維持に係るモニタリング結果です。目標値の人口密度、1ha 当たり約 46 人に対し、2020 年の国勢調査結果によると 1ha 当たり約 44 人となっています。増加傾向の地区もあるものの、誘導区域全体としては目標値を下回る状況でございます。要因としてはさきほどと同様、人口減少、少子化、市外流出などが考えられます。

次のページをお願いします。次に公共交通利用者数についてのモニタリング結果です。鉄道については、目標値の約 570 万人を下回り 年間約 430 万人でした。バスについては、目標値の約 390 万人を下回り 年間約 280 万人でした。いずれも新型コロナウイルスの流行の影響により落ち込んだ使用状況が回復しておらず、現状では目標値を下回る状況であることが確認されました。この結果の要因としては、新型ウイルスの流行を契機として、生活様式に変化が生じたことなどが考えられます。併せて、人口減少により利用者の絶対数が減っていることも、回復しにくい要因として考えられます。

次のページをお願いします。次に 3 つ目の誘導方針、若い世代が働きやすい環境の整備等です。子育て世代の女性の就業率の向上については、2015 年の実績値、約 65% に対して、2040 年の目標値を約 70% としています。宿泊者数の向上については、2017 年の実績値、約 74 万人に対し、2040 年の目標値を約 100 万人としています。期待される効果としては、労働力が確保されること、また、宿泊者数の増加によりサービス業が活性化することなどを見込んでいます。主な誘導施策は、記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。こちらは子育て世代の就業率に係るモニタリング結果です。子育て世代の女性については、就業者数は減少傾向にあるものの、2020 年の国勢調査によると、就業率 65.6% で、基準となる 2015 年の値を上回る現状であることが確認されました。要因としては、女性が働きやすい環境が増えてきているものと見込んでおります。

次のページをお願いします。宿泊者数については、2023 年の実績値が 58.5 万人であり、基準となる 2017 年の実績値の約 74 万人を下回ったことが確認されました。要因としては、新型ウイルスの流行により落ち込んだ観光客数が回復していないことが考えられますが、推移をみると、令和 4 年以降は増加傾向にあることから、今後の回復が期待されます。

次のページをお願いします。最後にモニタリング結果のまとめと今後の対応でございます。まず今回の評価の対象期間は、運用開始から 5 年程度の期間でしたが、その半分以上は、新型コロナウイルスが世界的に流行する特異的な期間でした。次に評価指標のモニタリング値ですが、現状で基準値や目標値を一部上回っているものがある一方、新型コロナウイルスの流行による影響が大きい公共交通利用者数や宿泊者数などは、大きく下回りました。一方、公共交通については、新たな交通システムの構築に向けた取組みに着手していること、また、宿泊者数は増加傾向にあることなども確認できております。これらの結果を踏まえ、今回の中間評価をもって指標の見直し等を判断することは、時期尚早であるものと考えられることから、当面の間は現状の評価指標を維持し、経過を注視していくこととし、次回の中間評価の際などに、必要に応じて施策の見直し等を再度、検討していきたいと考えているところでございます。

	説明は、以上です。
会 長	ありがとうございました。只今、事務局より防災指針と評価指標について説明がありましたが、御質問がありましたらお願いいたします。 ご質問いかがでしょうか。
会 長	ご質問ございませんでしょうか。
委 員	なし。
会 長	無いようですので、報告事項は以上で終了いたします。 これで、本日の審議は全て終了となります。 その他、何かございましたら、お願いいたします。 事務局からは何かございますか。
事 務 局	はい、議長！私からは、次回開催につきまして、御連絡いたします。 次回の審議会は、6月を予定しております。詳細は未定であります。決定次第、事務担当より日程調整の御連絡をさせていただきます。よろしく お願いいたします。
会 長	それでは、以上をもちまして、私の進行役を終わらせていただきます。 皆様の御協力により、円滑な議事進行ができましたこと、感謝申し上げます。 ありがとうございました。
司 会	ありがとうございました。 これをもちまして「第157回いわき市都市計画審議会」を終了いたします。 本日は、長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

令和 7年 4月 11日

いわき市都市計画審議会
会長 田口 重憲 様

議事録署名人 蛭田 元起

議事録署名人 小野 栄重